



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】労働基準法の改正【後編：労働条件明示】

「2024年問題」は適用される業種が限定される改正ですが、4月1日より全ての業種に関する労働基準法の改正が同時に行われます。先月に引き続き改正事項を解説します。後編の今月号は労働条件の明示事項の追加・変更についてです。労働契約書や労働条件通知書のフォーマットをアップデートしましょう。※増補版の労働契約書（サンプル）もあわせてご参照ください。

労働条件の明示事項の追加・変更：令和6年4月1日施行

労働契約の締結や更新に際して明示する労働条件が追加されます。

対 象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働者	➢ 労働契約締結時 ➢ 有期労働契約の更新時（契約社員）	➢ 就業場所の <u>変更の範囲</u> ➢ 業務内容の <u>変更の範囲</u>
有期契約労働者（契約社員）	➢ 有期労働契約の締結 & 更新時 ➢ 無期転換申込権が発生する契約の更新時	➢ <u>更新上限の有無、通算契約期間・更新回数</u> の上限※1 ➢ <u>無期転換申込機会</u> と無期転換後の <u>労働条件</u> ※2

Point!

- ※1：更新の上限を新設・短縮する場合には、その理由をあらかじめ説明する必要があります。
- ※2：無期転換後の労働条件を決定するにあたり、他の社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努める必要があります。



ここがポイント

●「変更の範囲」と明示のタイミング

「就業場所」と「業務内容」の「変更の範囲」は、契約社員の場合、その有期労働契約期間における変更の範囲を明示すればよいとされています。

今回の改正は令和6年4月1日以降に締結・更新される労働契約が対象となりますので、3月以前に締結・更新された労働契約であれば契約期間の始期が4月以降であっても改正前のルールが適用されます。

また無期転換申込権の機会の明示は、権利が発生していれば、無期雇用転換を行使しない労働者にも必要となります。

労務Room Q & A

Q

追加される労働条件の明示事項は「労働契約の締結・更新」時とありますので、求人募集の際には必要ないでしょうか？

A

今回の労働条件の明示事項の追加は労働基準法の改正に基づくものですが、この改正に連動するかたちで職業安定法においても同様の改正がなされます。したがって求人募集時においても、追加項目について同様に明示する必要があります。

カワイイ社員には旅をさせるな！？

小学生の頃、親の転勤で東南アジアのタイで3年ほど暮らしていたことがあります。熱帯雨林気候の高温多湿な日々、香辛料に囲まれた食生活などは、断片的な皮膚感覚として記憶に生々しく残っています。自覚はないのですが、その後の性格形成や価値観にも少なからず影響していると思います。

そんな経験から前面の改正労基法を下世話に解釈すると、配転や異動を凶事（少なくとも吉事ではない）と捉えているように感じてしまいます。

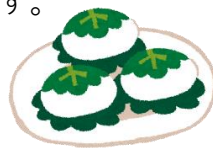
もちろん配転や異動は本人が納得したうえで行われるのが理想です。会社の経営権に属するとはいえ、辞令一枚で否応なしに飛ばされた昭和の人事スタイルは、令和の労務管理では通用しないでしょう。

しかし従業員が自ら手を挙げる（あるいは受容できる）余地は人事制度として残しておいたほうが良いと思っています。配転や異動が職業人としての成長を促す部分も期待もできるからです。

引っ越しつづきだった幼少期に反して、社会人になってからは配転や異動の経験がほとんどありませんでした。転勤族だった友人の若い頃の“自由な”暮らし振りを内心羨んだこともあります。

春の異動から1か月が経ち、慣れない仕事や環境で五月病に悩んでいる人もいるかもしれませんが、なるべく笑って過ごしてみたいはいかがでしょうか。

私もタイでは笑顔を手掛けていました。「微笑みの国」というぐらいでしたので。



【魚くん探知記】 今月の一尾

寿留女烏賊：するめいか

ゲンを担ぐ世界では、お金を「擦る（失くす）」を連想してしまうところから「アタリ（当たり）メ」と呼ぶようになりました。

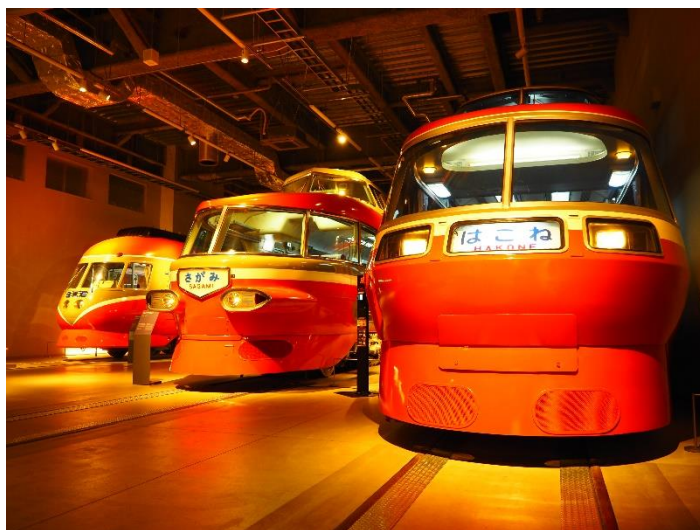
本来は縁起の良い魚です。干したイカは日持ちも長く、“御足”もたくさんあるところから、経済的に困らないようにとの願いを込めて婚礼の贈答品にも使われます。

タイでの小年時代、夕方になると屋台でスルメを売りにくるおじさんがいました。製麺機のようなローラーで干しイカを何倍にも引き延ばし甘辛のタレで食べるのが大好物でした。

スルメイカを見るたびにローラーを無言で手回していた、あのイカしたおじさんを今でも思い出します。



【一劇必撮】 今月の一枚



小田急ロマンスカーミュージアム

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL：03-3370-3733

FAX：03-6300-4740

URL：https://www.mikura-sr.com



mobile
website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所